

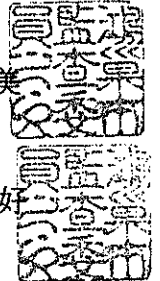


鴻 監 第 7 5 号
令和 6 年 1 月 3 1 日

鴻 巢 市 長 並木 正年 様
鴻 巢 市 議 会 議 長 潮田 幸子 様

鴻 巢 市 監 査 委 員 夏目 眞由美

鴻 巢 市 監 査 委 員 芝 寄 和 好



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鴻巣市監査基準（令和2年3月23日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 対象団体 | 特定非営利活動法人 三楽 |
| (2) 所管部局 | こども未来部こども応援課 |
| (3) 監査対象施設 | 鴻巣市立あたご放課後児童クラブ |

3 監査の期日 令和6年1月29日（月）

4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査にあたっては、事業運営が設立目的及び出資目的に沿って行われているか、主に令和5年4月1日から令和5年11月末日までの公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかに主

眼を置き、こども応援課職員及び特定非営利活動法人三楽職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の抽出による調査を実施した。

5 監査対象施設の概要

(1) 所在地

本室 鴻巣市原馬室3460番地1

分室 鴻巣市原馬室2425番地

(2) 施設規模

本室及び分室

鉄骨造

延べ床面積 96.05㎡(本室)

97.89㎡(分室)

児童数(定員) 72人(117人)

6 指定管理業務の範囲

鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例第11条に定める業務

7 指定管理期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日

8 令和5年度指定管理料

19,774,280円(予定)

9 監査対象の概要

(1) 特定非営利活動法人 三楽

特定非営利活動法人三楽は、保育が必要とされる家庭に対して、子育て相談及び学術・文化・芸術・スポーツの向上、インターネットやホームページ等を通じた保育情報の提供、小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発展を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的として平成24年5月14日に設立された特定非営利活動法人

である。

組織体制は、令和5年11月末現在、理事5名、監事1名で、主たる事務所を埼玉県さいたま市中央区大戸6丁目11番18号に置いている。鴻巣市立あたご放課後児童クラブは、常勤職員4名、非常勤職員6名となっている。

(2) 市との関係

市は、地方自治法第244条の2及び鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例に基づき、鴻巣市立あたご放課後児童クラブについて、指定管理者に特定非営利活動法人三楽を指定し、管理運営を行わせている。

10 監査の結果

(1) こども応援課

関係書類を調査した結果、指定管理者の指定、協定の締結、支出手続等に関しておおむね適正に行われていたが、管理経費の算定及び団体に対する指導監督に改善すべき点がみられた。

(2) 特定非営利活動法人三楽

公の施設の管理運営については、おおむね適正に処理されていたが、指定管理業務について協定書等を再確認し、指定管理業務に係る出納その他の経理事務についても、改善すべき点があると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

今後においても、指定管理者の指定の意義を踏まえ、施設の管理運営が適正かつ効率的に行われるよう事務の執行に努められたい。